都留市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月26日

都留市長 堀 内 富 久

都留市条例第8号

都留市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法 律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正 する条例

都留市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成 27 年都留市条例 第 25 号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

- (5) 特定個人番号利用事務 法第 19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。
- (6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

第4条第1項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に 改め、同条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」 に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただ し書中「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

別表第1に次のように加える。

生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)の規定に準じて行う生活に困 5 市長 窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則 で定めるもの

別表第2中

生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)であって規則で定めるもの

_

を

Γ

生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報(以下 「生活保護関係情報」という。)であって規則で定めるもの

に、

Γ

国民健康保険法(昭和33年法律第192号)又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)であって規則で定めるもの

を

を 「

> 健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)、船員保険法(昭和 14 年法律第 73 号)、私立 学校教職員共済法(昭和 28 年法律第 245 号)、国家公務員共済組合法(昭和 33 年法 律第 128 号)、国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)、地方公務員等共済組合 法(昭和 37 年法律第 152 号)又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律 第 80 号)による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)であって規則で定めるもの

に改め、同表に次のように加える。

25	市長	て行う生活に困窮する外	医療保険給付関係情報であって規則で定める もの
26	市長		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
27	市長		地方税関係情報であって規則で定めるもの
28	市長		児童扶養手当関係情報であって規則で定める もの
29	市長		特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和 39年法律第134号)の規定による特別児童扶 養手当の支給に関する情報であって規則で定 めるもの
30	市長		母子保健法(昭和 40 年法律第 141 号)の規定による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの
31	市長		住民票関係情報であって規則で定めるもの
32	市長		児童手当関係情報であって規則で定めるもの
33	市長		国民年金法等の一部を改正する法律(昭和 60

		<u> </u>
		年法律第 34 号)の規定による福祉手当の支給 に関する情報であって規則で定めるもの
34	市長	介護保険法(平成9年法律第123号)の規定に よる保険給付の支給、地域支援事業の実施又 は保険料の徴収に関する情報であって規則で 定めるもの
35	市長	健康増進法(平成 14 年法律第 103 号)の規定に よる健康増進事業の実施に関する情報であっ て規則で定めるもの
36	市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)の 規定による自立支援給付の支給に関する情報 であって規則で定めるもの

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、本則の改正規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)の施行の日から施行する。